

第4回 ワクチン産業ビジョン推進委員会

麻しん対策の開始について

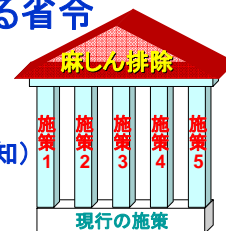
平成20年4月10日(木)

厚生労働省 健康局 結核感染症課

1

麻しん排除に向けて 実施した5つの施策

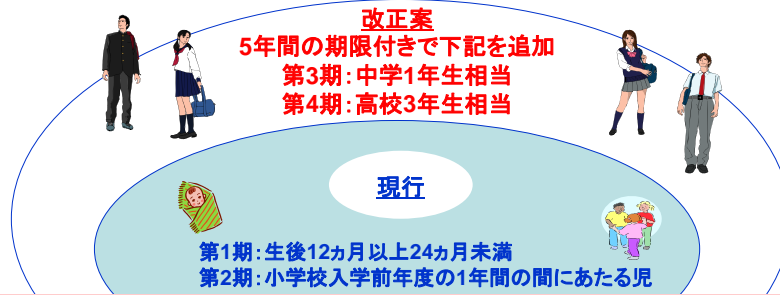
- 1 予防接種法施行令の一部を改正する政令
(平成20年2月27日政令第35号公布)
- 2 予防接種法施行規則の一部を改正する省令等
(平成20年12月28日省令第158号公布及び省令第159号)
- 3 麻しんに関する特定感染症予防指針
(平成19年12月28日告示第442号公布)
- 4 予防接種実施規則の一部を改正する省令
(平成20年3月19日省令第39号 公布)
- 5 定期の予防接種実施要領
(平成20年3月21日健発第0321008号局長通知)



2

予防接種法施行令の一部を改正する政令 (平成19年政令第35号・平成20年2月27日施行)

- 平成20年4月1日から平成25年3月31日までの5年間、麻しんと風しんの定期予防接種対象が現行に加え、第3期(中学1年生相当)、第4期(高校3年生相当)まで拡大。



定期予防接種の年度別対象者

	中学1年生に相当する年齢の者	高校3年生に相当する年齢の者
平成20年度	平成7年4月2日～平成8年4月1日生まれ	平成2年4月2日～平成3年4月1日生まれ
平成21年度	平成8年4月2日～平成9年4月1日生まれ	平成3年4月2日～平成4年4月1日生まれ
平成22年度	平成9年4月2日～平成10年4月1日生まれ	平成4年4月2日～平成5年4月1日生まれ
平成23年度	平成10年4月2日～平成11年4月1日生まれ	平成5年4月2日～平成6年4月1日生まれ
平成24年度	平成11年4月2日～平成12年4月1日生まれ	平成6年4月2日～平成7年4月1日生まれ

予防接種法施行規則の一部を 改正する省令等の概要

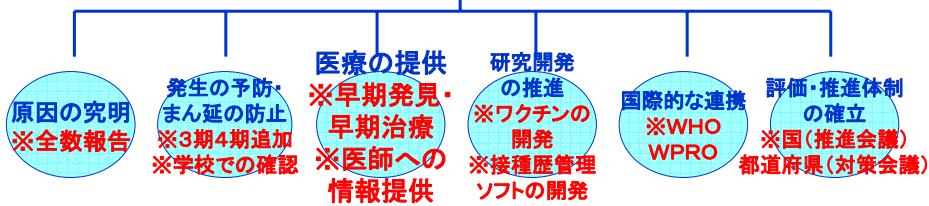
平成19年12月28日公布

省令等	改正点	施行日
予防接種法施行規則の一部を改正する省令 (平成19年厚生労働省令第158号)	第11条の27に 指針を定める疾病に麻しんを追加。	H19.12.28
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (平成19年厚生労働省令第159号)	第2条第8号に 指針を作成・公表する疾病に麻しんを追加。	H19.12.28
	第4条第3項に 医師の届出が必要な5類感染症に風しん及び麻しんを追加。 第6条第1項の 指定届出機関からの届出が必要な5類感染症から、風しん、麻しん(成人麻しんを除く。)、成人麻しんを削除。	H20.1.1
麻しんに関する特定感染症予防指針 (平成19年厚生労働省告示442号)	平成24年度までに麻しんの排除及びその継続を維持するため、新たな施策を示す。	H20.1.1

麻しんに関する特定感染症予防指針 (平成19年12月28日公布)

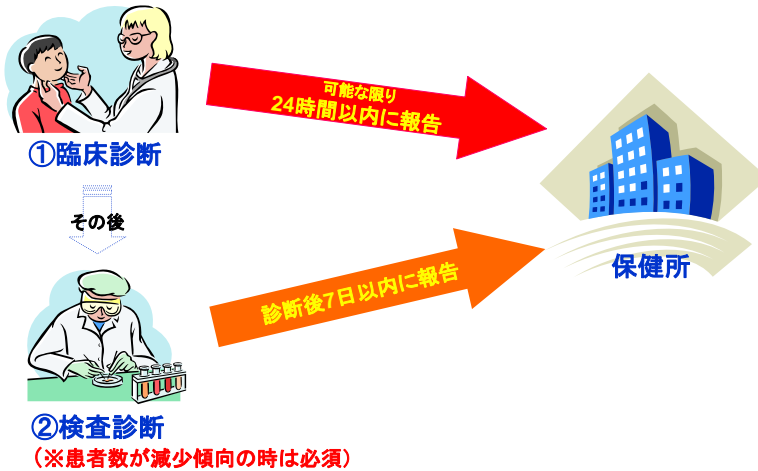
目 標

平成24年度までに麻しんの排除を達成し、
その後も麻しんの排除の状態を維持する。



原因の究明 (定点報告から全数報告へ)

- 全ての医療機関は、患者全員の発生状況を報告。



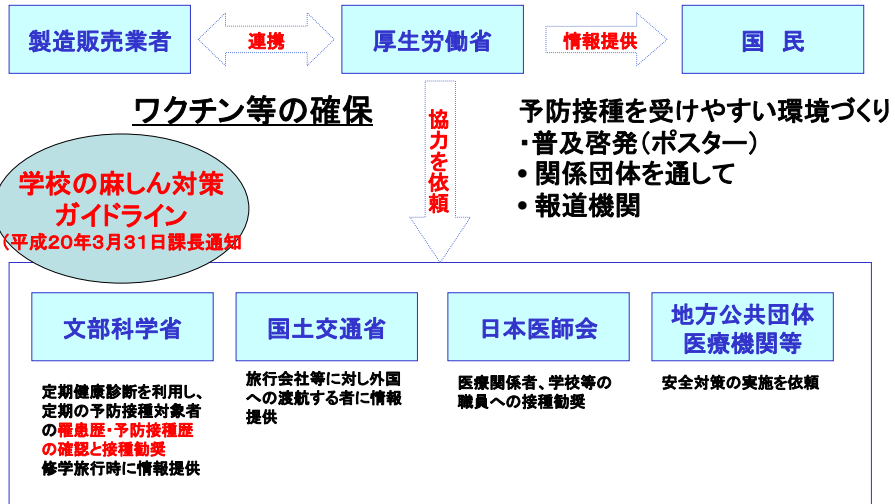
発生の予防及びまん延の防止①



達する年齢 (歳) 2008年時	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
接種年次 (何年目か)	⑤	④	③	②	①	⑤	④	③	②	①
接種期間 (5年間)	13歳と18歳になる年度に5年にわたって接種を行う。									
接種時の年齢	12	12	12	12	12	17	17	17	17	17

○4月から6月が積極的に勧奨する期間なので、対象者の多くは12歳か17歳で接種を受けることになります。
○接種回数は、12歳～13歳、または17歳～18歳になる1年の間に1回のみです。

発生の予防及びまん延の防止②



はしかにならないために。はしかにさせないために。

予防接種を受けたことがない人は勿論、1回受けたことがある人も2回目の予防接種を受けましょう。

対象者 中学1年生と高校3年生に相当する年齢の者
(麻しん及び風しんに罹患したことが確実な者及びそれぞれのワクチンを2回ずつ接種した者は接種を受ける必要はありません。)

実施期間 平成20年度～平成24年度の5年間

接種時期 中1、高3に相当する年度(4月1日から3月31日)の1年間
(中1で対象になる人は、歳になると実施時期が変わりますので、年度はしんじょう受けましょう。)

特に勧奨する接種期間 年度の最初3ヶ月間(4月から6月まで)

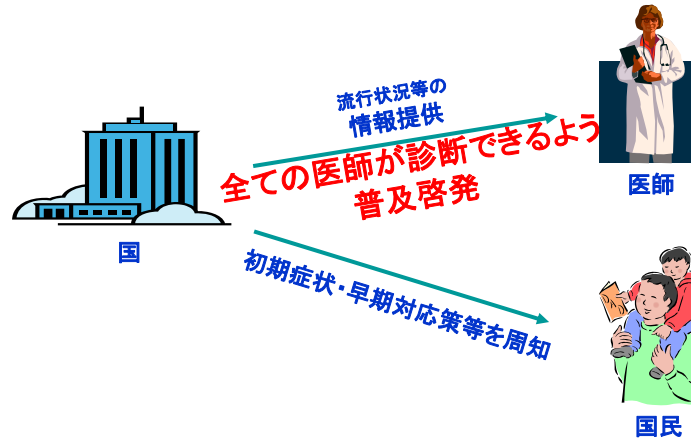
使用するワクチン 原則として麻しん風しん混合ワクチン(MRワクチン)

お問い合わせ 厚生労働省 健康局 結核感染症課 TEL03(5263)1111 (内線2383)

医療の提供

予防指針 7

麻しんは、早期発見・治療が重要。



11

研究開発の推進

予防指針 8

(臨床)

- 必要に応じて、より効果的で副反応の少ないワクチンの研究開発を推進。
- 研究の成果を的確に評価する体制を整備。
- 国民や医療関係者に積極的に情報を公開。



(情報管理)

- 市町村において、各国民の定期的予防接種歴をデータ管理し、本人の求めに応じて容易に確認できるようにする。
- ソフトウェアは国立感染症研究所で開発する。

接種もれを防いで
感受生者をなくそう



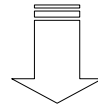
12

国際的な連携



- 積極的に情報交換をし、世界的な麻しんの発生動向の把握等に努める。

(世界の目標)
•世界保健機関では、2回の予防接種ともに接種率95%の達成
•世界保健機関西太平洋地域事務局では、平成24年までに同地域の麻しんを排除



日本も同じ目標達成のため、必要な対策を講じる

評価及び推進体制の確立

